



市政記者クラブ加盟社 各位

国民健康保険税過納金にかかる返還加算金の算定誤りについて

国民健康保険税過納金に係る返還加算金の算定に誤りがあることが判明しましたので、その内容についてお知らせいたします。

1 概要

本市の国民健康保険税には、平成19年度課税分までは資産割があり、財政部資産税課からの通知に基づき、平成19年度以前の固定資産税に減額があった場合、減額に応じた国民健康保険税及び納期限から返還に至るまでの期間に応じた返還加算金を合わせた額を納税義務者等に返還しています。

今般、令和5年5月26日付け返還金の振込を確認した後、納税義務者等へ送付する「返還金等通知書兼口座振込通知書」の封入点検の際、通知書に記載されている返還対象日数に相違があることに担当者が気付き、令和5年1月1日以降の返還事務を再点検したところ、一部に返還加算金の算定誤りがあることが判明したものです。

2 発生の原因

通知書を作成するエクセルファイルの日付データの令和4年を令和5年に更新していなかったこと、及び「返還金等通知書兼口座振込通知書」の点検において、金額の算定根拠となる返還対象日数のチェックが行われていなかったことによるものです。

3 対象者数及び追加支給額

- | | | | |
|--------------|-----|------|------------------|
| (1) 令和4年度返還分 | 15名 | 607円 | (最高額109円、最低額10円) |
| (2) 令和5年度返還分 | 6名 | 185円 | (最高額105円、最低額3円) |
| 計 | 21名 | 792円 | |

4 今後の対応

対象となる方へは、本事案の経緯等について説明の上謝罪し、不足分の返還加算金を6月5日(月)に追加支給しました。

5 再発防止策

納税義務者等へ送付する「返還金等通知書兼口座振込通知書」の作成の際、計算シート等の仕組みを確実に理解し作成するほか、点検の際は、実効性のあるチェック方法を確認の上チェックを行うとともに、複数名による整合確認を確実にを行い、再発防止に努めてまいります。

【担当】 市民部健康保険課長 熊谷 弘徳 TEL：019-626-7527